

平成 26 年度政策経営部、施設管理担当部、総務部、危機管理室、
会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会
事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 26 年 5 月 16 日(金)	政策経営部 政策企画課、経営改革推進課、財政課 広聴広報課、いたばし魅力発信担当課 I T 推進課、区政情報課 総務部 契約管財課 危機管理室 防災危機管理課、防災計画推進課 住民防災支援課 監査委員事務局
平成 26 年 5 月 19 日(月)	政策経営部 男女社会参画課（男女平等推進センター含む） 施設管理担当部 庁舎管理・建設課、営繕課 総務部 総務課、人事課、課税課、納税課 会計管理室 選挙管理委員会事務局 区議会事務局

2 実施場所

監査委員室及び各施設

3 監査の範囲

- (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。

- (5) 平成 22 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。
(平成 22 年度行政監査テーマ「収入未済対策について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 26 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
平成26年 6 月 3 日 (火)	<p>【区民文化部】 地域振興課、 仲町地域センター・板橋交通公園内集会所、 前野地域センター・前野ホール・富士見台集会所、 成増地域センター・三園一丁目集会所、 戸籍住民課、仲町区民事務所、 文化・国際交流課、赤塚支所</p> <p>【産業経済部】 くらしと観光課</p> <p>【農業委員会事務局】</p>
平成26年 6 月 4 日 (水)	<p>【区民文化部】 熊野地域センター・中丸児童遊園内集会所、 大谷口地域センター・向原ホール・大谷口北町集会所、 清水地域センター・清水町集会所、 中台地域センター・若木児童遊園内集会所、 桜川地域センター・上板橋健康福祉センター内集会所、 高島平地域センター・高島平区民館・徳丸ヶ原公園内集会所、 常盤台区民事務所、高島平区民事務所、 郷土資料館</p> <p>【産業経済部】 生活産業融合型第一・第二工場ビル</p>
平成26年 6 月 5 日 (木)	<p>【区民文化部】 スポーツ振興課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課</p>

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成25年度及び平成26年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金に係る一連の事務は適正に行われているか。
- (5) 平成22年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。
(平成22年度行政監査テーマ「産業の活性化について」・「区民のスポーツと健康増進事業について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 26 年度福祉部定期監査結果報告書

- 1 実施年月日 平成 26 年 10 月 10 日(金)
- 2 監査対象 管理課、障がい者福祉課、板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
- 3 実施場所 監査委員室及び各施設
- 4 監査の範囲 (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。
(5) 平成 22 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。(平成 22 年度行政監査テーマ「収入未済対策について」)
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 26 年度区立小・中学校及び幼稚園定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 26 年 11 月 5 日 (水)	蓮根小学校、紅梅小学校、下赤塚小学校、高島第五小学校、板橋第一中学校、板橋第二中学校、板橋第三中学校、志村第二中学校
平成 26 年 11 月 6 日 (木)	志村第三小学校、志村第四小学校、新河岸小学校、蓮根第二小学校、緑小学校、板橋第二小学校、成増ヶ丘小学校、高島第六小学校、新河岸幼稚園
平成 26 年 11 月 10 日 (月)	板橋第九小学校、中根橋小学校、加賀小学校、上板橋小学校、志村第三中学校、赤塚第一中学校、赤塚第二中学校、高島第三中学校
平成 26 年 11 月 17 日 (月)	志村第一小学校、上板橋第一中学校、上板橋第二中学校

2 実施場所 各小・中学校及び幼稚園

- 3 監査の範囲 (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は、平成 25 年度及び平成 26 年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。
また、支出負担行為等の手続きは適正か。
(2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
(3) 施設及び備品の管理状況は適正か。
(4) 前金払に係る一連の処理は、適正に行われているか
(5) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。

- 5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 26 年度教育委員会事務局定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 26 年 12 月 5 日(金)	庶務課、学務課、生涯学習課、指導室、新しい学校づくり担当課、学校地域連携担当課、学校配置調整担当課、中央図書館 成増社会教育会館、教育相談所、教育相談所成増分室、板橋フレンドセンター、いたばしボローニャ子ども絵本館

※ 監査対象か所数 8 課(所)、5 施設

2 実施場所

監査委員室及び各施設

3 監査の範囲

- (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。
- (5) 平成 22 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。
(平成 22 年度行政監査テーマ「区民のスポーツと健康増進事業について」)

5 監査の結果

一部不適正な事務処理があったので「指摘」とした。

指摘事項は次のとおり。

6 指摘事項

区は、学校教育法第 81 条の規定に基づき、区立小・中学校に設置された特別支援学級のうち、固定学級に通っている児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を目的として、特別支援学級連合遠足、連合移動教室（以下、「連合行事」という。）の参加費全

額について支援（以下、「校外教授費」という。）を行っている。

校外教授費は、支給について定めた要綱等がなく、目的、対象、手続等の基準が明確に規定されていないまま、以下の事務処理を基本として支給されている。

- (1) 連合行事へ参加を希望する児童又は生徒の保護者は、校外教授費の請求・受領・支払・返納に関する一切の権限を学校長に委任するとして委任状を固定学級が設置されている区立小・中学校（以下、「固定学級設置校」という。）の校長に提出する。
- (2) 固定学級設置校の校長が、連合行事の参加予定者及び保護者の氏名を記載した「就学奨励費請求書」を学務課に提出する。
- (3) 学務課は、内容確認を行った上で、支給の手続を行う。
- (4) 支給は、学務課長が資金前渡を受け、交通費等を事業者を支払い、それ以外の経費（写真代及び行事教材費）については、連合行事の計画立案及び共同で使用する物品等を購入する幹事校又は会計校（以下、「幹事校等」という。）に現金で分配する。
- (5) 幹事校等は、事前に一括購入するものの経費を除いた金額を固定学級設置校に現金で分配する。
- (6) 事業終了後、固定学級設置校の校長は、当日の欠席人数と支払額及び戻入金額等を記入した「戻入理由書」を学務課に提出する。
- (7) 学務課は、「戻入理由書」により清算の手続を行う。

上記の事項について、所管課である学務課の定期監査を実施したところ、以下の事実が確認された。

- (1) 学務課が様式を定め、固定学級設置校に提出を求めている「戻入理由書」のうち、中学校の連合遠足分の様式には、写真代及び行事教材費の戻入金額欄に、あらかじめ、「0円」が印字されていた。
- (2) 平成26年度校外教授費に係る歳出予算整理簿により確認された内容は以下のとおりであった。

資金前渡受額

8,538,000円(A)

連合行事支出額	8,135,562 円 (B)
残余额 (戻入額)	402,438 円 (C=A-B)

一方、学務課が実施した平成 26 年度校外教授費の学校別実態調査の結果は以下の内容であった。

資金前渡受額	8,538,000 円 (A)
連合行事支出額	7,245,939 円 (D)
残余额	1,292,061 円 (E=A-D)

(3) なお、実態調査により確認された残余额(E) 1,292,061 円から既に戻入されている残余额(C) 402,438 円を差引いた 889,623 円は戻入されておらず、以下のように処理されていた。

連合行事以外の用途による支出	501,416 円
固定学級設置校で現金を保管等	388,207 円

以上のことから、校外教授費に関する資金前渡、支払及び残余金の戻入等の事務処理は、極めて不適正である。

学務課は、今後、二度とこうした事態を繰り返さぬよう、以下の事項に対し、必要な改善措置を講じるべきである。

- (1) 平成 26 年度の校外教授費の支出金については、正当な支出金額による清算を行うこと。
- (2) 平成 25 年度以前の校外教授費の支出金については、早急の実態を調査し、残余金について返還すること。
- (3) 学務課及び固定学級設置校は、平成 27 年度に向けて要綱等で支給に関する目的、対象、事務手続について基準を定め、マニュアルを作成するなど事務処理手順を整えて、事務の適正化を図り、再発防止に取り組むこと。

なお、行政監査報告書に示した校外教授費に対する検討・改善を求めた事項についても、十分に検討を重ねて事務処理の適正化に向けて取り組まれない。

(学務課)

平成 26 年度 健康生きがい部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 26 年 12 月 16 日 (火)	生きがい推進課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、赤塚健康福祉センター
平成 26 年 12 月 17 日 (水)	健康推進課、生活衛生課、介護保険課、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、高島平健康福祉センター、大谷口いこいの家、蓮根いこいの家
平成 26 年 12 月 18 日 (木)	予防対策課、国保年金課、志村健康福祉センター、前野いこいの家、 備品実査 (保健所・板橋健康福祉センター)

※ 監査対象か所数 13 課(所)、3いこいの家

- 2 実施場所 監査委員室及び各施設
- 3 監査の範囲 (1) 平成 25 度及び平成 26 度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況
- 4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。
(5) 平成 22 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。(平成 22 年度行政監査テーマ「区民のスポーツと健康増進事業について」「収入未済対策について」)

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は、次のとおり。

6 指導事項

適正な事務処理を行うべきもの

おとしより保健福祉センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

区は、区内に住所を有する 65 歳以上で介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けていない高齢者（以下、「対象者」という。）のうち、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握することを目的として、板橋区二次予防事業対象者把握事業（以下、「把握事業」という。）を実施している。

おとしより保健福祉センターは、この把握事業を実施するため、プロポーザル方式により選定した事業者（以下、「事業者」という。）と「板橋区二次予防事業対象者把握事業実施委託」（以下、「事業委託」という。）の契約を締結した。

この事業委託は、おとしより保健福祉センターが提供する対象者のデータを基に、元気力（生活機能）チェックシートの発送及び回収、回答結果のデータの作成及び分析、結果通知の発送等を業務内容としている。

おとしより保健福祉センターは、事業者に対して平成 25 年 4 月 1 日に事業委託の事業者決定通知書を送付しており、その後速やかに総務部長に契約締結請求を行うべきであった。

しかし、おとしより保健福祉センターは契約締結請求事務を怠り、平成 25 年 5 月 13 日に委託契約の意思決定をし、総務部長に契約締結請求を行い、平成 25 年 5 月 23 日に契約を締結した。

その間、おとしより保健福祉センターは、正式な契約締結に至らず、文書による契約手続きを行う前に平成 25 年 5 月 2 日に個人情報を含む対象者データを事業者に渡

し、委託する予定であった業務の一部を事業者に行わせていた。

「契約事務の手引」（以下、「手引」という。）には、契約事務を始めるに当たっては、当該契約内容について支出負担行為を伴う事案として、意思決定を行わなければならないとしている。また、東京都板橋区契約事務規則（以下、「規則」という。）第37条には、契約の相手方が決定したときは契約書を作成するものとする定められている。

おとしより保健福祉センターは、契約締結の意思決定及びその締結までの手続を行わず、事業者に業務を行わせており、適正な契約事務手続が行われていたとは言えない。

おとしより保健福祉センターは、事業の実施にあたり、規則及び手引に則った事務処理の徹底を図るとともに、契約事務に係る一連の処理が適正に行われるよう、再発防止に努められたい。

（おとしより保健福祉センター）

平成 26 年度子ども家庭部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実 施 年 月 日	監 査 対 象
平成 27 年 1 月 8 日 (木)	児童館 加賀児童館、志村橋児童館、赤塚新町児童館、さかうえ児童館、ゆりの木児童館、大山東児童館 学童クラブ 加賀学童クラブ 保育園 志村橋保育園、高島平つぼみ保育園、高島平もみじ保育園、赤塚新町保育園、さかうえ保育園、ゆりの木保育園
平成 27 年 1 月 9 日 (金)	児童館 志村児童館、大原児童館、上板橋児童館、新河岸児童館、蓮根第二児童館、緑が丘児童館 学童クラブ 大原学童クラブ、上板橋学童クラブ、まなくろ学童クラブ、緑が丘学童クラブ 保育園 大山西町保育園、小桜保育園、上板橋保育園、緑が丘保育園
平成 27 年 1 月 14 日 (水)	子ども政策課、保育サービス課、子育て戦略・待機児担当課、子ども家庭支援センター 保育園 大谷口保育園、高島平くるみ保育園

※ 監査対象か所数 4 課(所)、12 児童館、5 学童クラブ、12 保育園

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
(4) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。
(5) 平成 22 年度行政監査について、措置結果通知どおりに行われているか。(平成 22 年度行政監査テーマ「収入未済対策について」)

5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 26 年度資源環境部、都市整備部
及び土木部定期監査結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 27 年 1 月 26 日(月)	資源環境部 環境課、環境戦略担当課、清掃リサイクル課 都市整備部 市街地整備課、拠点整備課、高島平地域まちづくり担当課 土木部 管理課、計画課、工事課、みどりと公園課
平成 27 年 1 月 28 日(水)	資源環境部 板橋東清掃事務所(清掃車両係)、板橋西清掃事務所(西台中継所)、ホテル生態環境館 都市整備部 都市計画課、建築指導課、住宅政策課 土木部 交通安全課、赤塚土木事務所、北部公園事務所

※監査対象か所数 16 課(所)、2 事務所

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲 (1) 平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務

(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

4 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

(5) 補助金に係る一連の事務は、適正に行われているか。

5 監査の結果 指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、資源環境部環境課のホテル生態環境館については一部問題が見られたので意見を付す。

6 意 見

適正な業務の執行を行うべきもの

環境課は、ホタル飼育事業の一環として、高島第三小学校の敷地の一部を教育委員会から行政財産の使用許可を得て、平成5年からホタル生態環境館を運営している。建物については、昭和49年に建築された旧高島第三小学校学童クラブを改修し事務所棟としているほか、平成5年7月にはホタルが生息することができる水辺を再現したせせらぎ棟を、平成19年4月には環境教育及び研修等を目的とした会議室棟を建築している。

ホタル生態環境館を所管する環境課の定期監査を実施したところ、次の事実が確認された。

区が建築物を建築する際には、建築基準法第18条第2項により計画通知を行うことと規定されているが、せせらぎ棟及び会議室棟に関しては、計画通知の手続を行わずに供用していた。

環境課では、規定の手続を行わずに供用するなど不適切な管理が長年続けられてきたが、ホタル生態環境館は平成26年度をもって閉館するとしている。

板橋区行政財産使用許可書第8条では、使用者は使用期間が満了したときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならないと定めている。環境課は、閉館後、規定に則り建築物等を適正な方法で速やかに撤去し、教育委員会に返還するよう図られたい。